

平成 19 年 (排) 第 18 号

排 除 命 令 書

東京都台東区浅草橋三丁目 20 番 12 号

株式会社純ケミファ

同代表者 代表取締役 高橋 重二

公正取引委員会は、上記の者に対し、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり命令する。

主 文

- 1 株式会社純ケミファは、取引先販売業者を通じて一般消費者に販売した「ナチュラルカラートリートメント NB（ナチュラルブラウン）」と称するヘナ配合の染毛料、「ナチュラルカラートリートメント DB（ダークブラウン）」と称するヘナ配合の染毛料及び「ナチュラルカラートリートメント DG（ダークグレイ）」と称するヘナ配合の染毛料 3 品目の取引に関し、一般消費者の誤認を排除するために、「ナチュラルカラートリートメント NB（ナチュラルブラウン）」と称するヘナ配合の染毛料については平成 16 年 2 月ころから平成 18 年 12 月ころまでの間、また、「ナチュラルカラートリートメント DB（ダークブラウン）」と称するヘナ配合の染毛料及び「ナチュラルカラートリートメント DG（ダークグレイ）」と称するヘナ配合の染毛料については平成 17 年 7 月ころから平成 18 年 12 月ころまでの間、それぞれのヘナ配合の染毛料の容器において行った、あたかも、当該染毛料にヘナによる染毛効果があるかのように示す表示は、事実と異なるものであり、かかる表示は、当該染毛料の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については、あらかじめ、当委員会の承認を受け

なければならない。

- 2 株式会社純ケミファは、今後、前項記載のヘナ配合の染毛料又はこれらと同種の染毛料の取引に関し、同項の表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じ、これを自社の役員及び従業員に周知徹底しなければならない。
- 3 株式会社純ケミファは、今後、第1項記載のヘナ配合の染毛料又はこれらと同種の染毛料の取引に関し、同項の表示と同様の表示を行うことにより、当該染毛料の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。
- 4 株式会社純ケミファは、第1項に基づいて行った公示及び第2項に基づいて採った措置について、速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事 実

- 1 株式会社純ケミファ(以下「純ケミファ」という。)は、肩書地に本店を置き、化粧品等の製造販売業を営む事業者である。
- 2 (1) 純ケミファは、「ナチュラルカラートリートメントNB (ナチュラルブラウン)」と称するヘナ配合の染毛料、「ナチュラルカラートリートメントDB (ダークブラウン)」と称するヘナ配合の染毛料及び「ナチュラルカラートリートメントDG (ダークグレイ)」と称するヘナ配合の染毛料3品目(以下「ヘナ染毛料」という。)を、取引先販売業者を通じて一般消費者に販売していた。
(2) 純ケミファは、ヘナ染毛料の容器の記載内容を自ら決定している。
(3) ヘナは、北アフリカから南西アジア等の地域にかけて広く分布している低木で、その葉を乾燥、粉碎したもの等が染毛料やヘアトリートメントの成分として利用されており、一般に、染毛効果、髪傷みを補修する効果及び髪の水分の流出を防ぐ保湿効果があるといわれている。
また、ヘナは、一般に「ヘナ」、「ヘンナ」、「HENNA」、「Hena」などと表記されている。
- 3 純ケミファは、ヘナ染毛料を一般消費者に販売するに当たり、ヘナ染毛料のう

ち、「ナチュラルカラートリートメントNB（ナチュラルブラウン）」と称するヘナ配合の染毛料については平成16年2月ころから平成18年12月ころまでの間、また、「ナチュラルカラートリートメントDB（ダークブラウン）」と称するヘナ配合の染毛料及び「ナチュラルカラートリートメントDG（ダークグレイ）」と称するヘナ配合の染毛料については平成17年7月ころから平成18年12月ころまでの間、ヘナ染毛料の容器(別添写し)の表面に「Henna」と大きく記載した上で、「天然ヘナ成分配合」、「天然ヘナ成分配合で髪ダメージをケアしながら、自然なカラーリング」と、裏面に「天然ヘナ成分でカラーリングしながら髪ダメージをケア」と、それぞれ記載することにより、あたかも、当該染毛料に配合されているヘナによる染毛効果があるかのように示す表示をしているが、実際には、当該染毛料におけるヘナの配合比率は極めて低いものであることから、ヘナによる染毛効果はほとんどないものであった。

4 純ケミファは、平成18年12月ころ、ヘナ染毛料の販売を中止した。

法 令 の 適 用

上記事実によれば、純ケミファは、ヘナ染毛料の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって、かかる行為は、景品表示法第4条第1項第1号の規定に違反するものである。

よって、主文のとおり命令する。

平成19年6月26日

公 正 取 引 委 員 会

委員長 竹 島 一 彦

委員 三 谷 紘

委員 山 田 昭 雄

委員 濱 崎 恭 生

委 員 後 藤 晃